

埼玉県理科教育研究会ホームページ作成規定

1 ホームページ作成の目的

本ホームページは、埼玉県理科教育研究会の概要及び研究会活動を紹介して広く理解を求め、埼玉県の理科教育の振興に資することを目的として、作成するものとする。

2 ホームページの内容について

- 研究会の概要（組織・会則・事業計画・支部報告・研究集録等）
- 埼玉県科学教育振興展覧会中央展（日本学生科学賞埼玉地区展覧会）の概要及び出品作品展示
- 理科教育研究発表会（教員の部・児童生徒の部）の概要及び発表記録
- 各委員会報告（中学校・小学校指導法委員会）
- その他コンクール等へのリンク紹介
- ホームページ作成規定

3 個人情報の保護と取り扱いについて

ホームページは、広く世界に向けて発信されることを十分認識し、個人情報の保護に努める。

- 公開しないもの
 - ・ 公的な帳簿及びその写しなどの、公開されていないもの（成績・健康診断など）
 - ・ プライバシーの侵害のおそれとなるもの（住所・電話番号・生年月日・個人写真など）
- 状況によっては公開するもの
 - ・ 写真（児童・生徒の写真を掲載する場合は、集合写真とするなど、個人が特定できないように配慮する。なお、必ず画像の解像度を下げる処理をしておく。）
 - ・ 作品（児童・生徒の作品については、本人及び保護者の承諾がある場合に掲載する。なお、ホームページ上に掲載された作品の著作権は児童、生徒や指導教諭など作品を作成した全員にある。）

4 肖像権、著作権の保護について

肖像権・著作権を侵害することがないように十分留意する。

- 文章や絵、アニメや漫画のキャラクター、新聞記事、写真、地図、講演、音楽、ビデオ、データベース、コンピュータプログラム等の情報は、著作権によって保護されており、ホームページに無断で転載することはしない。
- 公的機関及び会長が研究会の活動に必要と認めるサイトについては、リンクを設定することができる。
- 掲載された作品を閲覧する際は、どの作品も等しく価値あるものであること、仮に内容に間違いがあったとしても、その作品を否定的に評価しないことの周知に努める。

5 掲載情報の修正・訂正について

- ホームページに情報を掲載する場合は、事務局が本規定に基づいた適正な内容であることを事前に確認する。
- 事務局は会長の許可を得て、内容を更新する。
- 本人・保護者の承諾により掲載したものであっても、その後、削除の申し出があった場合は、速やかに適切な措置を講じなければならない。

6 本人・保護者等への情報発信の周知について

- 文章、作品等の掲載は、本人・保護者等に要項などで事前に知らせ、承諾を得ておくものとする。

7 入出力の管理について

- アップロードは事務局作成者が行い、データの改ざんやパスワードの漏洩等の防止に努める。
- ホームページ作成にあたっての素材となる文章、写真、画像等のデータは、パスワードのかかったフォルダに収め、正副会長及び事務局作成責任者のみがアクセスする状況にし、データの改ざん防止に努める。また、同フォルダには、公開できないデータは絶対に置かない。

（この規定は、令和4年6月22日から施行する。）